

自転車利用者、保護者、事業者のみなさんへ

令和2年10月1日から

自転車損害賠償責任保険等への加入義務化!!

※自転車損害賠償責任保険等(以下「自転車保険等」という。)とは、自転車利用中の事故により、相手の生命又は身体が害された場合の損害を補償することができる保険又は共済のことです。自転車向け保険以外にも様々な種類があります。(裏面参照)

自転車 保険等加入の 必要性

- 全国では、自転車事故に伴う高額賠償請求事件が発生しています。
- 小学生が加害者となった自転車事故では 9,000万円を超える損害賠償額となるなど、加害者側の経済的な負担は多大なものとなります。
- そこで、被害者の速やかな救済と加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車保険等へ加入することが義務となりました。
- 自転車を利用する誰もが自転車事故の加害者となる可能性があるため、たまにしか自転車に乗らない方も含めて全ての自転車利用者等は、万一に備え、必ず自転車保険等へ加入しなければなりません。

自転車事故の高額賠償事例

損害賠償額
9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間自転車で坂道を時速20~30kmで下っていたところ、歩行中の女性(62歳)に気づかず正面衝突し、女性は意識が戻らない状態となった。

損害賠償額

9,266万円

自転車運転中の男子高校生が歩道から車道を斜めに横断したところ、自転車で直進してきた男性(24歳)と衝突し、男性は重大な障害が残った。



自転車保険等への加入義務化対象者

自転車利用者

自転車を利用する未成年者
を監護する保護者

従事者に自転車を
利用させる事業者

自転車貸付事業者

事業者・学校長等の努力義務

努力義務の内容

自転車通勤者・通学者
に対する自転車保険等
への加入確認

保険加入が確認できない
場合は、保険加入の必要性
に関する情報提供



山 梨 県



自転車損害賠償責任保険に加入しましょう！

◆自転車保険の種類

個人 向けの保険

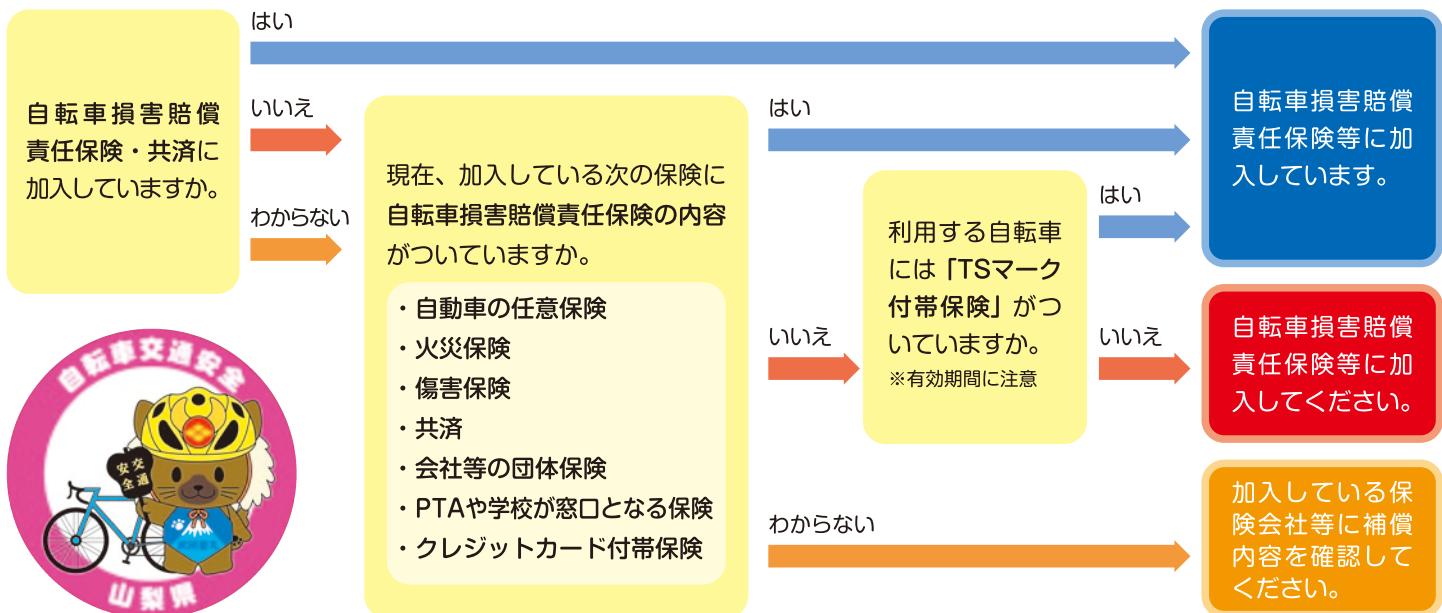
- 自転車向け保険
- 各種保険（自動車・火災・傷害）の特約
- 会社等の団体保険
- PTAや学校が窓口となる保険
- 共済（全労済、県民共済など）
- TSマーク付帯保険（自転車の車両に付帯した保険）
- クレジットカード付帯保険

事業者 向けの保険

- 施設所有者賠償責任保険
- TSマーク付帯保険（自転車の車両に付帯した保険）



◆保険加入状況チェックシート



自転車事故防止のため、安全で適正な利用に努めましょう！

●自転車はくるまの仲間です。交通安全ルールを守りましょう。



●交通事故防止のため、自転車の側面に反射器材等を備えましょう。



●幼児や児童が自転車に乗るときは、けがをしないようヘルメット、肘当て、膝当て、手袋等を着用させましょう。



●幼児用座席に乗せるときは、ヘルメット・ベルトを着用しましょう。



●普段から自転車の点検・整備を行いましょう。



問合せ先

山梨県交通政策課 TEL 055-223-1353

条例について詳しくはHPをご覧ください。

山梨県 自転車条例

